

日本学術会議法案の閣議決定に寄せて

令和7年3月13日

日本学術会議の在り方に関する

有識者懇談会 委員一同

1. 本懇談会は、日本学術会議が諸外国のナショナルアカデミーのように伸びやかに発展してほしいという観点から、その機能強化に向けて33回に及ぶ会合を通じて議論を積み重ね、昨年12月に最終報告書を取りまとめた。

日本学術会議法案においては、国民からの負託に実効的に応えるための体制整備と国の財政的負担により運営される法人としての説明責任の担保が、日本学術会議の独立性・自律性を尊重しつつ実現されており、最終報告書に沿って適切に法案化されたものとして評価したい。本懇談会における議論の積み重ねが実を結んだものであり、心から歓迎する。

また、本懇談会に毎回参加し建設的な議論を担っていただいた日本学術会議会長、副会長及び関係の皆様にも敬意と謝意を表す。

2. 本懇談会の問題意識は、日本学術会議は、終戦直後のキャッチアップ型の国のアカデミーではなく、G7加盟国のような成熟した国のアカデミーとして独立した自律的な存在としての気構えと体制を整え、社会的な責務を主体的に引き受けていく時期にきているのではないかとこのところにある。その活動は、政府と異なる学術の立場からの議論・提言、研究者間のネットワークの構築、国とは別組織である諸外国のアカデミーとの対等な立場での交流など、本質的には「民」の立場に馴染むものだと考えられ、G7加盟国のアカデミーもすべて国から独立した組織である。

本懇談会は、日本学術会議が拡大・深化する使命・目的に実効的に対応していくには、現在のような国の機関のままの改革では限界があり、機能強化に向けて独立性・自律性を抜本的に高めるため、より良い役割発揮にふさわしい組織形態として法人化が望ましいと提言した。

3. 日本学術会議の使命・目的は、現行法のように「科学を反映浸透させること」と狭く規定するのではなく、学術の在り方を問い直すことから社会課題の解決、政策のための科学まで、設立以来75年余りの学術の進歩と社会の変化を踏まえて幅広く捉え直すべきである。

前文が置かれなくなることに一抹の寂しさは感じるが、法制上の制約が

あることも理解するところである。懇談会としては、前文の理念及び懇談会で丁寧に議論した内容が、新法における日本学術会議の目的及び基本理念に反映され、現代の視点からの確に表現され、新たな日本学術会議としてふさわしいものになっている点を評価したい。「あるものの探求」と「あるべきものの探求」の統合を志向するような俯瞰的な議論を期待したい。

また、法人化は国の組織を法人に移行する場合の法制的なルールに従って新法により行われるが、日本学術会議の重要文書はこれまで同様に国立公文書館で永久保存されることが確認されている。

4. 諸外国のアカデミーに見られる公益法人のような立場で、政治・行政との適切な関係を構築しながら国民の信頼を得て、国からも一定の支援を受ける姿が理想的だが、長い努力と実績の積み重ねが必要となる。本懇談会としては、国が設立する法人として出発し、国から支援を受けながら国民の信頼を獲得していくことが、現実的で望ましい方向性だと確信する。

その場合、我が国の科学者を内外に代表する地位、国に勧告を行う権限、政府による財源措置など、内外に例のない特別な地位・権限を法律で保障するのは、国民から負託された使命・目的が確実に遂行されるためであるから、活動・運営を国民に説明するための仕組みを法律で担保される必要がある（中期的な活動計画、年度計画、評価委員会、監事など）。

このような観点から置かれる評価委員会と監事は、活動の学術的な内容・価値を判断するものではなく、国の財政負担により運営される法人の国民に対する説明責任の問題である。この点については、他の法人と異なるものではない。

5. 一方、国立大学等のような人事・業務への国の関与（法人の長の任命、中期計画の認可等）は行わず、評価制度等を通じて業務の実施と改善に関する法人自身の自律的なサイクルを整える仕組みとしたことは、独立性・自律性を十分に尊重した妥当な判断である。日本学術会議の運営における自主性及び自律性への配慮を法案冒頭に明記したことも高く評価したい。

さらに、評価委員会の評価は日本学術会議の自己点検評価の結果を踏まえて行われること、監事は一義的には会長の対応を促す機関であり日本学術会議の意思決定には関与しないことなどが明確になった。監事の勤務形態にも工夫が施されるなど、日本学術会議が示した懸念について政府もしっかり受け止めた上で検討がなされたものと感じられる。

政府に対しては、今後の制度の詳細や運用の方針の検討などにおいても、引き続きこのような配慮をお願いしたい。

6. 会員の選考基準や手続き、活動・運営に外部の知見を取り入れる仕組みを制度化することも、最終報告書において必要性を強調した点であった。

特に会員選考に関して、総会が選任する科学者を委員とする選定助言委員会を法定し、会員選定方針の案に関する意見を聴く（個々の会員選考には意見を言わない）ことは、独立性・自律性、コ・オペレーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野の固定化の抑止、透明性・国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると考え。条文においても所掌事務の記述や委員の構成などに改善が図られており、日本学術会議の懸念を踏まえて丁寧に検討したものと受け止めている。

7. 会員選考に係る内閣総理大臣任命が外れ、諸外国のアカデミーのように政府が会員選考に関与しなくなることは、法人化の当然の帰結ではあるが大事なことである。独立性・自律性の尊重と、会員選考が客観性・透明性の高い方法で行われ会員構成に学術の進歩と社会の変化が自律的に反映される必要性とが勘案され、大枠のみ法定して詳細は日本学術会議に委ねるという最終報告書の内容に沿った選考プロセスの条文となっている。

なお、本懇談会で議論された連携会員制度のみならず、「部」の構成や事務局についても日本学術会議の判断に委ねることとされた点も、柔軟で自律的な組織運営への配慮が伺われる。

8. 新法人発足時の会員の選考には、使命・目的の拡大・深化を踏まえつつ学術の進歩と社会の変化を会員構成に反映するという重要な意義があるが、現会員だけによる選考ではこのような要請に適切に応えることは難しい。このため、新会員はオープンに慎重かつ幅広い方法で選考し、新会員がそれ以後の会員を選ぶことを提言した。法案の内容は、最終報告書を受けて、第26-27期会員の地位を維持しつつ、平成17年（2005年）制度改正の例を参考に新会員を選考するという現実的かつ妥当な仕組みとなっている。

特筆すべきは、新会員候補者の総会承認を含む日本学術会議からの推薦手続きが法案に追加されたことである。本懇談会での議論や学術会議との意見交換を通じて政府の理解が進み、コ・オペレーションの要請が加味されたものと感じられる。学術会議と政府との信頼関係強化に資する対応であり、強く支持したい。

9. 財政基盤についても、法案において、現行法と同様に政府が必要な財源措置を行う姿勢が示されたことを歓迎する。政府により必要な財源が措置されるのであるから、日本学術会議においては、最終報告書にも示したよう

に、予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示す年度計画を作成し、国民に説明していく姿勢が求められることとなる。

加えて、予算の増額だけでなく活動の活性化やクオリティの向上という観点からは、財政基盤の多様化に向けた努力も必要であろう。

10. 政府においては、引き続き丁寧にコミュニケーションをとり、日本学術会議が懸念する点の払拭が図られるよう期待するとともに、日本学術会議にも、改革の当事者として引き続き責任をもって前向きに協議を続けていくことを望みたい。

11. この法案が、日本学術会議と政府の信頼関係の強化、学術と政治・行政・社会との適正な関係の構築に貢献し、日本学術会議が政治や行政と適切な独立性と緊張感を保ちながら、国民の理解と支持を得て世界最高のアカデミーとして発展することを祈っている。